

村山市監査委員公告 第8号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年3月9日

村山市監査委員 古瀬 忠 昭

村山市監査委員 寺崎 智 広

記

1. 監査の対象 商工観光課
2. 監査の期間 令和8年2月13日から令和8年3月9日まで
3. 監査の範囲 令和7年1月1日から令和7年12月末日までにおける、財務事務及び事務事業の執行状況
4. 監査の方法 村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。
5. 監査の着眼点 財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。
6. 監査の結果 別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添)監査の結果

【指摘事項】

■歳入事務（温泉使用料の徴収手続）について

村山市が所有する温泉の供給を受ける者から徴収する温泉使用料（以下、「温泉使用料」という。）に係る事務手続きについて検討したところ、「村山市温泉条例（平成3年条例第13号）」第18条（温泉使用料の納期限）において、「温泉使用料は、当月分を翌月末までに納めなければならない。」と規定されているにもかかわらず、温泉の供給を受けた者に対して、当該温泉使用料に係る納入すべき金額を半年経過ごとに合算した金額をもって通知している事例が認められた。

また、温泉使用料をその納期限までに納付していない者に対する督促の手続きについては、「村山市温泉条例」第19条（督促等）及び同条で準用を定めている「村山市税外収入に係る督促及び延滞金に関する条例（昭和36年条例第10号）第2条（督促）に定められた「納期限後20日以内の督促状の発出による督促」を行っていない事例が認められた。

温泉使用料の徴収に係る事務手続きについては、市条例等の定めるところにより、適正に行われたい。

■村山市中小企業振興資金融資制度に係る要綱の整備について

村山市中小企業振興資金融資制度（徳内資金の融資制度）による利子補給に係る事務手続きについて検討したところ、村山市が取り扱う補助金等の交付について定めた「村山市補助金等交付規則（昭和37年規則第13号）」（以下、「補助金等交付規則」という。）第6条（補助金等の交付の決定）及び第8条（決定の通知）に規定されている交付決定の手続きが取られていない事例が認められた。

「村山市中小企業振興資金融資制度要綱」及び「村山市中小企業資金融資制度利子補給要綱」のいずれにも、補助金等交付規則第1条に規定する「別に定める」条項が認められず、補助金等交付規則第8条（決定の通知）が適用されるものと思料されことから、補助金等交付規則と齟齬しないものとなるよう前記2要綱の規定を改正の上、適正な事務処理に努められたい。

■村山市空き家店舗等活用事業に関する決定通知書等の様式の見直しについて

村山市空き家店舗等活用事業に関する決定通知書等の様式について検討したところ、「村山市文書管理規程」（令和8年訓令第1号）（以下、文書管理規程という。）第27条（文書の発信者名）第2項に規定された「本文末尾への主務課係名の付記」が無く、これに代わる「添書」の記載も認められない。

また、当該様式については、文書管理規程第1条（目的）にいう、別に定める条項が認められないことから、村山市が定める基本様式に即したものとなるように様式を見直されたい。

【注意事項】

■歳入事務（公園占用料の徴収手続き）について

村山市が設置、管理する公園の使用・占用料の徴収手続きについて検討したところ、公園の使用期間が1年を超える占用料のうち、当該年度以降分に関して、「村山市都市公園条例（昭和44年条例第12号）第10条（使用料等の徴収）第2項に定められた徴収時期（4月）に徴収していない事例が認められた。

公園占用料の徴収に係る事務手続きについては、市条例等の定めるところにより、適正に行われたい。

■村山市商工会運営事業補助金に係る交付時期の見直しについて

村山市商工会運営事業補助金の交付手続き等について検討したところ、当該補助金については、事業者の事業完了を待たずに、事業実績見込み報告書の提出を受けて交付しているが、当該補助金の交付要綱には概算払に関する定めがない。

当該補助金は、補助金の使途が特定されておらず、事業者の判断で適時・適切に活用できるものと解されることから、事業年度の終了を待たずに交付することには合理性があると思料される。

また、国が定めた「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）」第162条（概算払）第1項において、「概算払をすることができる経費」として第三号に補助金が規定されている。

商工会の事業を通じて地域の商工業の発展に資するという当該補助金を設置した趣旨を考慮して、事業者においてはより活用しやすい補助金となるとともに、より高い活用効果が期待できるものとなるように当該補助金の交付要綱に概算払に関する事項を追加するなど、手続きを見直されたい。